

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2023-01

ハイライト：

オンライン特許審判サービス、よりスマートに！	1
大法院2022. 11. 17. 宣告2019HU11268[登録無効(特許)]	2
金剛をめぐる20年の紛争に終止符…金剛製靴が最終勝訴	3
LGディスプレイの子会社、中国の製造メーカーに特許権侵害の警告	3
チェック柄の制服はもう着られません…バーバリーの商標権を侵害	4
「エッジコンピューティング」基盤のクラウド、特許出願増加	5



IP制度

オンライン特許審判サービス、
よりスマートに！

-特許庁、新年から「デジタル特許審判システム」の構築を推進-

□特許庁は、2023年から3年間、審判システムの高度化に向けた「デジタル特許審判システム構築事業(2002年に開発された審判システムを最新のIT環境とユーザの目線に合わせて高度化する事業)」を推進すると明らかにした。

3年間(2023~2025年)でサービスの高度化、審判

方式の高度化、審判審理支援の強化及び審判インフラ強化の4分野で11の細部課題を推進する予定だ。

まず、1次年度の2023年には計40.5億ウォン(約4.3億円)を投入して、サービス分野と審判方式の業務分野を重点的に改善する計画だ。

□主な推進内容

第一に、審判書類の作成及び証拠の提出をより容易にできるように支援。

-審判書類の作成時に特許庁のデータベースと連動させ、庁が保有している情報が自動で入力されるようにし、書類の欠陥を事前に点検できる機能を提供する。

-オンラインでは提出できなかった動画による証拠をオンラインで提出できるようにし、これまで不便のあった立証書類の添付機能も改善する。

意図しない入力ミスが予防できるため、書類の欠

陥による補正または請求書の却下などが大幅に減少するものと期待される。

第二に、オンラインでの書類送達及び閲覧機能の改善。

-郵送されていた大量の書類をオンラインで送達できるようにし、特許路(韓国特許庁の電子出願ポータルサイト)から書類を受信できる期間も4日から常時受信に改善する。

-オンラインによる事件照会機能の改善を通じて、通知書の保管期間(90日)が経過したり、郵便で送達された場合でも、書類の閲覧申請をせずに特許路で確認できるように改善する。

郵送料の削減と併せて、ユーザの書類閲覧における利便性の向上が期待される。

第三に、人工知能(AI)技術を適用した審判の方式業務を自動化する計画。

-審判の方式業務は、130種余りの審判書類の形式的瑕疵の有無を点検する業務だが、イメージで提出される添付書類の種類が多様なため、方式審査官の肉眼による点検に依存してきたが、添付書類のイメージから方式審査に必要な情報を自動で認識して抽出するために、人工知能(AI)及び光学文字認識(OCR)技術を適用して方式審査を自動化する。

人工知能(AI)技術が適用されれば、審判方式業務は大幅に軽減され、今後の出願及び登録分野の方式業務にも拡大適用できるものと期待される。

□特許庁は、「20年前に第一歩を踏み出したオンライン特許審判システムが、デジタルトランスフォーメーション時代に歩調を合わせて、国民により近いスマートな特許審判プラットフォームになるよう、今後もさらに発展させていきたい」とした。



特許判例

大法院2022. 11. 17. 宣告2019HU11268

[登録無効(特許)]

[無権利者特許出願の証明責任が問題となった事件]

◇1. 無権利者の特許出願を無効事由とした特許無効審判による審決取消訴訟において、無権利者の特許出願の証明責任の所在(=無効と主張する当事者)、その証明責任に従う場合、本事件特許発明が無権利者が出願した発明に該当するか否か(消極)、2. 本事件特許発明の新規性及び進歩性の判断において先行発明1、2の先行技術に適合するかの可否(消極)◇

旧特許法(2006. 3. 3. 法律第7871号で改正される以前のもの、以下同一)第33条第1項の本文は、発明をした者又はその承継人は、特許法の定めるところにより特許を受けることができる権利を有すると規定し、第133条第1項第2号は、第33条第1項本文の規定による特許を受けることができる権利を有しない者(以下『無権利者』という)が出願して特許を受けた場合の特許無効事由の一つと規定している。無権利者の出願を無効事由とした特許無効審判及びそれに伴う審決取消訴訟において、上記のような無効事由に関する証明責任は、無効だと主張する当事者にある。

一方、特許法第2条第1号は、「発明」とは、自然法則を利用して技術的思想を高度に創作したものをいうと規定しているので、特許法第33条第1項に定める「発明をした者」とは、まさにこのような発明行為をした者を指す(大法院2011. 9. 29. 宣告2009HU2463判決等参照)。

☞被告が「原告が先行発明1又は2を模倣して正当な権限なく無断で本事件特許発明を出願した」と主張し、無権利者出願を無効理由とした特許無効審判を

請求した事件で、無権利者出願の証明責任は無効だと主張する当事者にあり、被告が提出した資料のみでは無権利者出願が証明されたとは言い難く、先行発明1、2は、新規性及び進歩性判断において先行技術の適格を有しないため、本事件特許発明は先行発明1、2によって新規性及び進歩性が否定されないと判断し、被告の上告を棄却した事例である。

金剛をめぐる20年の紛争に終止符… 金剛製靴が最終勝訴

靴などの製造業者「金剛製靴」と靴下の製造業者「金剛テックス」間における「金剛(KumKang)」商標を巡って20年間続いた両社の法的紛争に終止符が打たれた。



金剛テックス(左)と金剛製靴(右)の商標

大法院2部は11月25日、金剛テックスの代表が特許審判院の商標権取り消し決定を不服として提起した訴訟において、原告敗訴の判決を下した原審を確定したことを明らかにした。

金剛テックスは、自らが商標権を保有している登録商標を若干変形して製品に使用していたが、これが金剛製靴の商標と類似していたため、2000年代の初めから両社は法的紛争を繰り広げてきた。両社は2003年1月、金剛テックスが登録商標を変形せずに手袋及び靴下、子供服等のみを使用する条件で、当時進められていた民・刑事上の争いを全て終えることで合意した。

ところが、金剛製靴は2017年、金剛テックスが変形商標を製品に使用しているとして、金剛テックスの商標権取消しを請求し、特許審判院は、金剛製靴の請求を受け入れた。

一方、金剛テックス側は、特許審判院の決定を不服として訴訟を起こした。金剛製靴が2003年に合意を結んだにもかかわらず、特許審判を請求するのは権

利乱用だという主張だ。しかし、法院は金剛テックスの商標権者である以前の代表が2013年に死亡して現在の代表に商標権が移っているため、過去に金剛製靴と結んだ合意は効力がないと見た。

金剛テックスはまた、変形商標は品物を納めた小売業者が使用しただけで自社とは関係なく、変形された商標を使用した靴下は金剛製靴の靴とは似ておらず、誤認・混同の可能性はないと主張した。

しかし、特許法院は、「原告が登録商標と類似した商標を使用したと見るのが適切であり、需要者や取引者が商標の出所に混同を引き起こす程に非常に類似している」と判断した。金剛テックスは判決を不服として上告したが、大法院は原審の判断を維持した。



紛争

LGディスプレイの子会社、中国の製造メーカーに特許権侵害の警告

LGディスプレイの子会社「Global OLED Technology」(以下、GOT)が、中国の「BOEテクノロジーグループ」(以下、BOE)に対し特許権侵害を警告した。親会社のLGディスプレイは、アップルのiPhoneのOLEDとLCD ITパネル市場においてBOEと競合している。

2022年の初めには、サムスンディスプレイがBOEに対し特許権侵害を警告しており、業況の悪化及び競争の激化により、BOEに対する韓国企業の直・間接的な牽制が本格化している。

業界によると、LGディスプレイの子会社で有機発光ダイオード(OLED)の特許資産運営会社である米国のGOTが2022年上半期にBOEに対し特許権侵害を警告したとのことだ。特許権侵害の警告とは、訴訟提起やライセンス交渉に先立ち、相手方に特許無断使用の事実を知らせる手続きをいう。特許権者が侵害されたと主張する特許を列挙することもでき、特

定技術群の無断使用に対して注意を喚起することもできる。

ホームページを通じてGOTが保有を明らかにしている特許は、2200件余りだ。これには、2010年から2014年までにGOTがイーストマン・コダックから買入れた米国特許793件も含まれている。イーストマン・コダックが、韓国に出願(申請)・登録した数百件の特許もGOTが買入れた。

GOTは、2022年上半期に特許権侵害を警告したものの、まだ関連の訴訟を提起していないのには、様々な要素があると推定される。牽制は必要だが、全面的に争うには難しい状況にある。というのもBOEは、LGディスプレイとは競合関係にありながら、LG電子の液晶表示装置(LCD)パネルの主力協力会社でもあるからだ。

LGディスプレイは、アップルのiPhoneのOLED市場でBOEの追撃を受けており、両社はIT製品用の中型LCDパネル市場でも競合している。現在のようにディスプレイの業況が悪い状況では、少なくとも既存の市場シェアを守らなければならない。業界では、LGディスプレイがハイエンドLCDパネルに適用する特許でBOEを牽制するはずだという見方も出ている。

しかし、LGディスプレイがBOEを直接攻撃しづらい構造的な制約がある。それはLG電子のテレビ事業だ。LGディスプレイがBOEに直接訴訟を提起すれば、BOEがLG電子に納品するLCDテレビパネルの物量に揺さぶりをかける可能性もある。

ある市場調査会社は、LG電子が2023年に必要とするLCDテレビパネル1910万台のうち、BOEの物量が800万台(42%)で最も多いと予想(2022年9月基準)している。LGディスプレイがLCDテレビパネル事業を持続的に縮小すると共に、LG電子のLCDテレビパネル市場において、BOEが2022年からシェア1位となっている。このような状況で、LGディスプレイがBOEに訴訟を提起すれば、LG電子がLCDテレビパネルを安定して確保するのに困難をきたす恐れがある。

LG電子が、BOEパネルの物量を減らすのが難しいという点もある。BOEとLCDパネル市場で二強体制を築いている中国のパネルメーカー華星光電(GSOT)は、LG電子をテレビ市場で猛追しているTCLの子会社だ。

LGディスプレイがBOEを相手取り、特許訴訟を提起するためには、LG電子のテレビ事業に及ぼす影響まで考えて決めなければならない。

このため、GOTのBOEに対する特許権侵害の警告は、このような現実的な制約の中でBOEを間接的に牽制できる選択肢、というのが業界での解釈でもある。同時に、GOTの特許権侵害の警告により、BOEがLG電子に要求し得るLCDテレビパネルの値上げ幅を抑えることもできる。

なお、BOEに対する牽制は、サムスン電子とサムスンディスプレイにおいても見られる。サムスン電子は、サムスンディスプレイが2022年にLCD事業から撤退した後、LCDテレビパネルの物量において、GSOTとLGディスプレイの割合を増やし、BOEを減らしている。2022年に発表されたサムスン電子の「協力会社リスト」からもBOEは抜けている。サムスンディスプレイは、2022年初めから、BOEをはじめ中国のパネルメーカーとアップルに対し特許権侵害を警告してきた。サムスンディスプレイは、BOEがOLEDピクセル構造の特許などを微妙に変えて、アップルのiPhoneなどスマートフォンのOLEDに適用している形態に対して、このまま黙認することはできないとしてきた。

チェック柄の制服はもう着られません …バーバリーが商標権を侵害

イギリスを代表するファッションブランドである「Burberry(バーバリー)」といえば、チェック柄が思い浮かぶが、韓国国内の一部中・高等学校の制服に使われたチェックのパターンが商標権を侵害するとして、バーバリーは2019年に問題を提起している。

バーバリーを代表するチェック柄は、韓国の制服の袖や襟、スカートの柄など多様に使われているが、このチェック柄は、バーバリーが商標権として登録し、法的保護を受けているものだ。

このため、韓国学生服産業協会などは、2022年5月にバーバリー側との調整を経て、2023年からは問題のデザインを使わないことで合意したと明らかにした。

これに伴い、当該チェック柄を使用する中・高等学校は一斉に制服のデザインを変更しなければならない状況に置かれている。バーバリー側が問題を提起した学校はソウル管内だけで50ヶ所、済州15ヶ所、大邱7ヶ所、慶北4ヶ所など計200ヶ所余りに達する。

ほとんどの学校は、教育庁の案内に従って、制服にチェック柄を使っていないデザインに変更することだ。バーバリー側は、遅くとも2024年までには制服のデザインを変更すること、在学生の制服については問題視しないが、新入生の制服からは変更したデザインを適用することなどを求めている。



最近、モノのインターネット (IoT) 技術が適用されたクラウドサービスの一般化に伴い、サーバの限界を解決するための代案として、ユーザ端末で一部データを分散処理する「エッジコンピューティング」が浮上している。

エッジコンピューティングは、中央サーバで全てのデータを処理する従来のクラウドサービスとは異なり、センサ、ユーザ端末などデータが発生する周辺 (エッジ) でデータを処理する技術である。データの負荷と応答時間を減少させ、リアルタイムサービスを可能とし、自律運転、没入型サービス (AR/VR) 及びスマートファクトリーやスマートファームなどで活用されている。

エッジコンピューティング市場は毎年45%ずつ成長し、2027年には48億5,000万ドルに達することが予想されているだけに技術競争も激しく、関連する特許も増加傾向を見せている。

特許庁によると、米・中・日・韓・EUなど主要国の特許庁に出願されたエッジコンピューティング基盤のクラウド技術に関する特許は、過去10年間に1,033件から3,659件へと3.5倍増加したことが分かった。

出願人の国籍別では、米国が40.8% (8,228件) で最も多く、中国35.5% (7,175件)、日本5.8% (1,169件) の順である。また、韓国は3.8% (776件) で4位を占め、ドイツが3% (602件) で5位となっている。

特に、韓国の出願増加率は、年平均15%と中国 (35.2%) に次いで2番目に高く、最近のエッジコンピューティング分野において、研究開発への投資が非常に活発であることが伺える。

エッジコンピューティング基盤のクラウド分野の特許出願現況



主要出願人を見ると、1位:マイクロソフト(2.3%、460件)、2位:アップル(2.1%、427件)、3位:インテル(1.9%、387件)、4位:メタ(1.5%、295件)、5位:グーグル(1.4%、281件)といった、米国のビッグ・テック企業が上位圏を占めている。

韓国の出願人ではサムスン(1.2%、250件)、LG(65件)、電子通信研究院(38件)の順である。次いで、ベンチャー企業のジャビスネット(15件)となっている。

詳細な技術分野別では、仮想現実(VR)や拡張現実(AR)のような没入型サービス分野(7,322件)及び製造・農業分野(7,309件)の出願が多く、次いで通信プロトコル分野(5,666件)、人工知能(AI)学習モデル分野(2,231件)、自律運転分野(273件)の順である。

このうち、人工知能学習モデルに関する出願が年平均で49%増加した点が目を引き、今後、人工知能基盤のエッジコンピューティング市場が急速に成長すると予想される。



最新技術

亜洲大の研究チーム、乾癬の皮膚治療「ヒアルロン酸ナノ粒子活用」の 新技術発見

亜洲大学の応用化学生命工学科・大学院分子科学技術学科のキム・ウク、キム・ウナ教授の研究チームが、皮膚の代表的な炎症疾患である乾癬の治療において、新たな方式による「ナノ粒子活用技術」の開発に成功した。

当該研究論文は、「乾癬治療のための経皮吸収製剤薬物としてのヒアルロン酸ナノ粒子(Hyaluronic acid nanoparticles as a topical agent for treating psoriasis)」というタイトルで、ナノバイオ分野の国際学術誌「ACS Nano」のオンライン版11月14日号に掲載されている。

キム・ウク教授は、「特定の薬効のある物質をヒア

ルロン酸に接合して使用したり、既存の薬物伝達体としての機能を融合してナノ粒子に特定の薬物を入れて投与すれば、ナノ粒子自体の治療効能に薬物の治療効能が加わって二重又は多重の治療効能を有する薬物プラットフォーム技術が開発でき、これは、乾癬だけでなく他の炎症疾患にも適用可能であり、患者の経済的負担を減らすと共に、副作用を最小化することができるため、患者にとっての利便性及び活用の上で役立つはず」と語った。

研究チームによると、乾癬は世界の人口の約3%が患っている慢性炎症性皮膚疾患であり、伝染性はないものの再発の可能性がある。

乾癬は、皮膚に赤い発疹が出て厚い角質が盛り上がる症状が見られるもので、ストレスや遺伝、生活環境や免疫などの様々な要因が複合的に作用して発病することで知られている。

これに対して研究チームは、「乾癬をはじめとする皮膚の炎症の治療のために自己組織化ヒアルロン酸ナノ粒子を用いた新たな技術」を提案した。

自己組織化ヒアルロン酸ナノ粒子は、粒子内部に薬物を入れて伝達する「薬物伝達体」として用いられ、生体親和性があるため毒性がなく、生体内で特定の受容体に結合するなどの長所を有する。

これにより研究チームは、薬物を含まない自己組織化ヒアルロン酸ナノ粒子自体から皮膚透過能力と皮膚の炎症の制御及び乾癬治療の効能を発見した。

また、このような性質は、ナノ粒子のサイズが小さいほど向上することを確認し、この他にも皮膚の炎症によって破壊された皮膚バリア機能がヒアルロン酸ナノ粒子によって回復することも究明した。

現在、乾癬の治療には局所治療剤及び全身治療剤が使われており、塗り薬による局所治療剤は、治療の効能が低く、薬効の持続時間も短い。

注射剤である全身治療剤は、それに比べて治療効能は高いものの治療費が高く、通院しなければならないため、患者にとっての利便性が低い。

局所治療剤及び全身治療剤のいずれも治療を中断すると再発するケースが殆どであり、皮膚の発疹、毛

囊炎、腎臓及び肝毒性などの副作用がある。

これに対し、ヒアルロン酸ナノ粒子は、毒性を誘発しないばかりか従来の治療剤と比べて同等又は向上した乾癬の治療効果を示す。

亜洲大研究チームは、「今回の研究で使用されたヒアルロン酸ナノ粒子を構成する物質は、いずれも耐因性物質で毒性がなく、単価も低くて合成が容易で、当該ナノ粒子基盤の治療剤は、既存の乾癬治療剤の短所を克服できるものと期待している」と明らかにした。



**韓国における知的財産問題でお悩みですか
新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。**

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel : +82-2-548-1609

Fax : +82-2-548-9555, 511-3405

E-mail : haandha@haandha.co.kr

Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel : +82-2-3443-8434

Fax : +82-2-3443-8436

E-mail : st@stpat.co.kr